

誰一人取り残さない社会づくりのため地域とできること
再犯防止×更生支援
を考える

Think about recidivism prevention and rehabilitation support

対談協力

滋賀県地域生活定着支援センター
大阪地方検察庁
京都市保健福祉総務課
更生保護施設西本願寺白光荘
堺市地域共生推進課
阪南市社会福祉協議会
奈良県地域福祉課(一般財団法人かがやきホーム)

MJ 法務省近畿ブロック
再犯防止実務担当者協議会事務局
大阪高等検察庁 × 近畿地方更生保護委員会 ×
大阪法務局 × 大阪矯正管区

MJ 法務省近畿ブロック
再犯防止実務担当者
協議会事務局

再犯防止を考える

更生支援を考える

何のための更生支援か

犯罪の発生件数は、直近18年間で大きく減少しています。
しかし、発生件数に占める再犯者の割合は一貫して増加を続けており、
市民が安全・安心に暮らせる地域社会を構築する上でも、
犯罪をした人を、再び地域の一員として受け入れるためにも、
犯罪や非行をした人が再び犯罪をすることを防ぐことが
重要であると言われています。

平成28年に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)、
平成29年に策定された「再犯防止推進計画」、
これに伴う全国の地方公共団体による地方再犯防止推進計画策定の動き…
今、再犯防止・更生支援の輪が少しずつ広がっています。

再犯防止・更生支援に取り組む
地方公共団体・民間支援団体・国の取組をまとめました。
新たな連携のために何ができるか、
一緒に考えてみませんか。



誰のための再犯防止か

再犯防止・更生支援が広く理解され
少しでも支持していただけるよう
本誌を作成しました。
本誌では、再犯防止・更生支援に取り組む
地方公共団体・民間支援団体の施策や担当者の想い
そして国の取組を対談形式にて取りまとめています。

誰一人取り残さない社会づくりの一助になれば幸いです。

法務省近畿ブロック再犯防止実務担当者協議会事務局
大阪高等検察庁 × 近畿地方更生保護委員会 × 大阪法務局 × 大阪矯正管区



更生ペンギンの
ホゴちゃんとサラちゃん

誰一人
取り残さない
社会づくりって
何だろう



滋賀県 SHIGA・TEICHAKU 地域生活定着支援センター

所長 柴田 有加里
相談支援員 吉野 亜矢子
相談支援員 南野 明日香

「支援が必要な人」という意識を持って
地域で受け入れてもらうことが大切

刑務所や少年院などの矯正施設に収容されている人の中には、高齢又は障がいのため、釈放されても自立生活を送ることが困難な人がいます。このような人たちは、釈放後直ちに福祉サービスなどによる支援が必要ですが、釈放後の住む場所がなければ、必要なサービスを受けることができず、生活がままならない状態となって、再犯に及ぶおそれが高まってしまいます。

そのため、平成21年度から各都道府県に「地域生活定着支援センター」が設置され、釈放後に住む場所の調整や必要な福祉サービスの利用申請の支援、釈放後の地域生活への定着支援、釈放後の福祉サービス利用に関する相談支援を行っています。

こうした、いわゆる「出口支援」に加え、一部の地域生活定着支援センターでは、被疑者や被告人の段階から釈放後を想定して必要な福祉サービス等の調整を始め、起訴猶予や罰金等の処分を受けて釈放された後の円滑な社会復帰を支援する、いわゆる「入口支援」を行っています。

出口支援はもとより、開設当初からいち早く入口支援にも取り組んでいる滋賀県地域生活定着支援センターの所長と相談支援員にお話を伺いました。

(聞き手：近畿地方更生保護委員会)

Q 滋賀県地域生活定着支援センターの事業は、全国に先駆けて始められたと伺っています。

所長：滋賀県地域生活定着支援センターが事業化されたのは平成21年8月ですが、それ以前のセンター開設準備室が設置されたころから、初代所長がモデルケースの支援を始めました。現在は所長に加え5名の相談員で支援に当たっています。出口支援では、年間20件くらいに関わっています。出口支援は、保護観察所から依頼を受けた方について、刑務所に収容されている御本人に面会し、支援を受けることについての同意を得るところから始まります。

そして、御本人の希望や意思を聞き取り、出所後に住む場所の確保や必要な福祉サービスを受けるための調整を始めます。御本人とは何度も面会して確認を繰り返し、きめ細かな関わりを大切にしながら進めていきます。

この時点で刑務所との連携関係はとても重要です。福祉サービス事業所への橋渡しのため、御本人との面会はもちろんのこと、受刑中の医療情報の提供など、刑務所にお願いしなければならないことがたくさんあります。そういう意味では、地元の滋賀刑務所との連携はとてもうまくいっており、様々な調整をスムーズに進めていくことができます。

Q 高齢や障がいのある受刑者の受け入れ先を探すのは、本当に大変な作業だと思うのですが、実際にはどのように進めるのですか。

所長：出所後の受け入れ先として、福祉施設やグループホームに入所できるよう調整することが多いですが、受け入れを頼んでも「受刑者」と聞いただけで断られることがあります。このため、受け入れをいきなり頼むのではなく、施設やグループホームの方々と普段からお互いの顔が見える関係作りをしておいて、支援対象者の受け入れが決まったら、受け入れ先の担当者に加え、出所後の支援関係者を集めて、御本人の支援に関する勉強会を何度も行い、出所後の支援態勢の構築に向けて、徐々に動いていきます。地域生活定着支援センターが施設等へ受け入れを「頼む」のではなく、「地元地域で支援が必要な人」という意識を持って受け入れてもらうことが大切だと考えています。

Q 出所後も御本人に対するフォローアップが行われますね。

所長：地域の生活に定着できるまで、フォローアップとして居住先へ訪問し、見守りを続けます。こうした関わりを続け、最後には地域の支援に橋渡しをし、私たちはフェイドアウトするのが理想です。

Q 入口支援では、他機関との独自の連携スタイルから「大津モデル」と呼ばれました。

所長：入口支援を始めた頃から、弁護士や検察庁と連携し支援を行っています。後に、検察庁のほか、保護観察所や少年鑑別所にも加わってもらい、定期的に支援連携会議を開催するようになりました。こうすることで、会議の場で支援が必要な人の情報がすぐに得られ、各機関において支援が可能な内容や役割分担を確認し合い、必要な支援を迅速に始められるようになりました。現在もこの「大津モデル」が継続されているのは、安定して運営できている証であると思います。

入口支援では、検察庁との連携のもと、被疑者として拘束されているうちにできるだけ御本人と面会し、釈放後の支援の意義や必要性を理解してもらうと同時に、私たちの側で御本人のニーズをしっかりと把握するように努めています。私たちは、検察官や裁判官が判断する部分には一切立ち入りませんから、このように支援の準備を進めていても、裁判の結果、御本人が刑務所へ入ってしまう場合もあります。しかし、入口段階でこのようにつながっておけば、刑期を終えた後の支援がやりやすくなります。

Q 入口支援や出口支援をしていて、どんなことを感じますか。

所長：地域生活定着支援センターで勤務を始めたのは平成24年ですが、その前は、作業所やグループホームで仕事をしていましたので、初めて「罪を犯した人の支援」と聞いたときに、戸惑いがありました。正直なところ、支援対象となる人たちは「怖い」というイメージがありました。しかし、ここへ来て支援対象となる人たちのプロフィールに触ると「どうしてこの人が・・・」と思うことが度々あります。入口支援は現に地域住民である人が対象となりますし、刑務所に入っている人はいずれ地域に戻って来ますから、入口、出口の区別なく、「地域社会で支援が必要な人」という意識を持って関わっています。

長期にわたるフォローアップの末、地域関係機関が主体の支援態勢にバトンタッチできたときには、大きな達成感を得ます。犯罪や非行をした人が地域に戻ってきたときに、排除したり冷たい対応をするのではなく、その人に寄り添った手厚い支援こそが、地域共生社会の在り方ではないかと思います。

相談支援員：地域生活定着支援センターに勤務して3年目ですが、その前は障がい者支援施設に勤務していました。ここへ来たころは「犯罪をした人は怖い」という意識で、なぜこの人に支援するのかと疑問を感じていましたが、ここ仕事を続けていくうちに、人として向き合う支援の必要性や、支援を行うことの大切さを理解しました。

相談支援員：私は地域生活定着支援センターに勤務して2年目です。以前は救護施設で勤務していたので、犯罪をした人を受け入れることもあったのですが、ここへ来て、受け入れをお願いする立場となりました。施設や関係機関の方々に、犯罪や非行をした人たちの支援の必要性を理解してもらう難しさをいつも感じています。

Q これから再犯防止推進計画を策定される地方公共団体に伝えたいことは何ですか。

所長：地方公共団体には、再犯防止のための資源づくりをしていただきたいです。特に居住確保のための資源は重要です。また、御本人の生活福祉にも対応できる、再犯防止だけに着眼しないで横連携のできる総合的な相談窓口を設けることも必要です。

できれば、地方公共団体個別の施策だけではなく、広域的に対応できる施策があるとよいと思います。実効性のある計画や仕組みができれば、行政や再犯防止の現場の担当者が変わっても、しっかり機能していくと思います。こうしたことを検討するために、更生保護の関係者も含めて地域の様々な取組をされている方々と十分なコミュニケーションを図っていただきたいと思います。





大阪府においては、大阪府地域再犯防止推進モデル事業として、平成30年度から令和2年度までの3年間、「性犯罪者に対する心理カウンセリングをはじめとした入口支援」と「触法障がい者就労支援モデル事業」の2本柱を実施しました（「触法障がい者就労支援モデル事業」については、令和元年度から令和2年度までの2年間での実施。）。いずれも、服役までしない人を対象に行う入口支援に係る取組です。

そのうち、「触法障がい者就労支援モデル事業」については、刑事事件を起こした人のうち、障がいがある、もしくはその疑いがある人に對し、福祉サービスによる支援を受ける意向があるかどうかの確認等を行い、同意が得られた場合、対象者を支援・地域につなぎ、地域で受け入れられるようにする取組になります。

一方、令和3年度から、地域生活定着支援センターの正式な業務として、「被疑者等支援業務」（※）が位置付けられました。これは、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な人に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするために、地域生活定着支援センターが保護観察所と連携して支援を行う取組になります。

これまで、検察庁や弁護士の要請で、高齢または障がいがある等、福祉的支援が必要である被疑者等が、身柄釈放時に福祉サービスにつながるよう支援する取組、いわゆる「入口支援」を行う地域生活定着支援センターはありましたが、正式な業務ではないため、地域差が生じていました。

大阪府地域再犯防止推進モデル事業である「触法障がい者就労支援モデル事業」と、令和3年度から開始されている「被疑者等支援業務」、この2つの入口支援について、大阪地方検察庁社会福祉アドバイザーにお話を伺いました。

（聞き手：大阪高等検察庁）

（※）令和3年度、大阪府地域生活定着支援センターにおいては、障がいがある、もしくはその疑いのある人のみを対象として実施しています。

Q まず、大阪地方検察庁において、社会福祉士として、どのような業務をされていますか。

大阪地方検察庁では、平成26年10月に再犯防止対策室が新設され、社会福祉士が社会福祉アドバイザーとして採用されるようになりました。ちなみに私は、平成29年4月から勤務しています。

現在当室に所属する6名のアドバイザーは、いずれも非常勤職員で、平日午後1時30分から午後5時45分までの間、1名ずつが交代で勤務しています。

主な業務としては、検察官からの被疑者の福祉支援に関する相談を受けての被疑者等との面談や、地方公共団体、地域包括支援センターなど、支援を依頼する団体との調整業務を行っています。

Q 大阪府地域再犯防止推進モデル事業である「触法障がい者就労支援モデル事業」についてお伺いします。

この事業では、刑事事件を起こした人のうち、障がいがある、もしくはその疑いがある人を対象として実施され、大阪府が、大阪地方検察庁、大阪保護観察所、大阪少年鑑別所等と連携し、対象となる人に就労支援などのコーディネートが行われたと承知しています。

Q どのような形で関わられたのでしょうか。

まず事業のスキームとしては、当室アドバイザーが、犯罪を行った障がい者等へ福祉サービスによる支援を受ける意向があるかどうかを確認することから始まります。ここで同意を得られた場合には、大阪府の就労支援コーディネーターへ情報提供を行い、就労支援コーディネーターとの面談の機会が設けられることとなります。

この大阪府の事業では、2年間で大阪保護観察所等から依頼があったものも含めてコーディネートを行った14名全てを支援機関につなぎ、目標を達成したと聞いていますところ、私自身が大阪地方検察庁の社会福祉アドバイザーとして担当した事案の中に、支援依頼先として、この事業につないだ人が5名、大阪地方検察庁全体では8名いました。

Q 社会福祉アドバイザーとして事業に関わり、どのようなことを感じられましたか。

検察庁という捜査する側の立場として知り得た情報について、どの程度支援を依頼する福祉側、このケースで言うと大阪府に提供するのか、できるのか、捜査する側と受け入れていただく地域、あるいは、同じ法務省の機関でもある保護観察所との間でも考え方の違いがあり、「支援」という同一の目的の中での情報の取扱いについて、難しさ、ジレンマを感じました。

先ほど申し上げたとおり、大阪地方検察庁が、2年間の事業の中で、大阪府に8名つなぎました。そのうち1名が再び犯罪を犯し、1名が所在不明となりました。しかし、6名については、その後、大阪府による継続支援を受けることができました。

今回の大阪府地域再犯防止推進モデル事業「触法障がい者就労支援モデル事業」では、対象者が、当初「府内に住所地があり、障がい者、もしくは障がいの疑いがある者」であったので、そこまで多くの人を支援につなぐことはできていません。しかしながら、支援を受けた人の中には、新たに就労先とつながって生活が安定した人もいるのです。

Q 大阪府地域再犯防止推進モデル事業を受け、今後、どのようなことが大事になると思いますか。

事業に関与した関係機関同士での結果の共有です。今回の事業での課題や今後への生かし方を検討・共有することが重要なことです。

そして繰り返しになりますが、受け入れていただく地域に対して、情報等をどこまで伝えられるのかという問題です。

個人情報の問題もありますが、受け入れる側が必要と考える情報が正確に伝わらないと充実した支援につながらないので、今後、省庁の垣根を超えた一定のガイドラインを策定するなど、情報共有の枠組みを整える必要があると考えます。

また、罪を犯した人ということで、受け入れていただく先が限定的、偏ってしまう傾向にあります。

今後は、有益な社会資源の掘り起こし、社会資源の裾野を広げるよう努めなければいけないと考えています。

Q 少し話題を変えまして、令和3年度から全国の地域生活定着支援センターで本格実施されている「被疑者等支援業務」について教えてください。

令和3年度から、地域生活定着支援センターの正式な業務として開始されており、検察庁から保護観察所を経由した依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りなどの業務が行われています。

事業に当たって、継続的に大阪地方検察庁、大阪保護観察所、大阪府、大阪府地域生活定着支援センターなどが集まり、意見交換会や協議会を実施して、各機関の支援方法や組織の概要についての相互理解を深めました。また、いかにスムーズに地域生活定着支援センターの支援につなぐことができるか、個別の事案についても各機関が綿密な打合せを行い、スムーズに業務を開始することができました。

従前、地域生活定着支援センターが行ってきた、「出口支援」は、刑務所在所中の人を対象としており、支援までに対象者と何度も面談を重ね、矯正施設との情報交換も密に行われます。時間を掛けて対象者に合った支援体制を整えることができました。しかし、「被疑者等支援業務」においては、支援までに準備する時間もなく、本人との信頼関係の構築など、スピード感の違いを感じることもありました。

Q 最後に一言お願いします。

立ち直り・更生支援には、釈放後の安定した居場所が必要ですので、更生保護施設だけではなく、グループホームや福祉施設など、受け皿の開拓が今後重要であると考えます。

そして、罪を犯した人を再び社会に受け入れるように考える世の中になれば良いと思います。



保健福祉総務課
労務・調整担当課長

平山 実

(聞き手: 大阪矯正管区)



Q 京都市においては、令和3年3月に、「京都市再犯防止推進計画」を策定されました。

京都市における再犯防止の取組や特色について教えてください。

京都市再犯防止推進計画では、「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」を、京都市が目指すまちの姿と位置付け、再犯防止の取組を進めることとしています。

計画では、犯罪等をした人自身の更生意欲（※）、社会復帰後に地域社会で孤立させないための行政機関・民間団体等の連携による切れ目のない支援、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を認め、支える地域社会向けの取組が再犯防止には必要であるとし、その推進に向けて6つの柱に基づく52の施策を展開することとしています。

（※）犯罪等をした人は多様であり、認知症や障がいがある等、特性によっては本人の更生意欲を前提としない場合があります。

特徴的な取組としては、行政機関・民間団体等の連携による切れ目のない支援を推進するために、令和3年4月に、更生支援相談員を1名配置しました。

更生支援相談員は、刑事司法関係機関等による福祉的支援の調整が迅速・円滑に行えるようにサポートすることや、刑事司法関係機関等と連携した研修会の開催等を通じて、地域の福祉関係機関のスキルアップと刑事司法関係機関等と福祉関係機関等の顔の見える関係づくりを推進することを主な業務としています。

この他、再犯防止の取組や刑務所出所者等の社会復帰支援の重要性に関する地域理解を促進するための広報啓発にも取り組んでいます。

また、京都ならではの取組として、伝統文化に触れる機会の提供など豊かな人間性を育む京都の文化力をいかして、京都刑務所や京都少年鑑別所等と連携し、施設入所者等の更生意欲や自己肯定感を高める取組を進めることとしています。

今年度は、京都少年鑑別所に在所する少年に対して、職人による伝統産業体験を実施することとしています。日本の伝統的な文化や生活様式に結びついている伝統産業を知り、その担い手である職人との出会い、また一つの物を作り上げる経験を通じて、将来性・心の柔軟性に富む少年の情操を豊かにできればと考えています。また、京都の文化を知ること、体験を通じて地域の人と触れ合うことで、自分が生活している京都を大切にしようという気持ちにつながればと思っています。

Q これまでの経歴を教えてください。

これまで、高齢福祉や広報、区役所、政策企画部門等で従事してきました。現在は、再犯防止のほか、保健福祉局内での人事労務に関する業務を担当しています。

Q 再犯防止・更生支援に携わることとなった時、どのように思われましたか。

これまで、市役所として直接的に関わることがなかった分野であり、私自身も知識がほとんどなく、最初は、どういったことができるのだろうかと、戸惑いや不安がありました。そうした中でしたが、担当する職員とともに、刑事司法の仕組みを一から学び、市域の再犯傾向等に関する情報を収集し、また、刑事司法関係機関や地域の関係団体等の皆様から色々と教えていただきながら、なんとか進めることができました。関係者の皆様からいただいた温かいご支援には本当に感謝しています。

Q 平成30年度から令和2年度までの間で実施された京都市地域再犯防止推進モデル事業の特色、成果があつたこと、苦慮したこと等についてお聞かせください。

京都市では、生きづらさを抱える若年女性を支援している「京都わかくさねっと」さんが活動していることに加え、全国的に珍しい女性専用の更生保護施設が所在するなど、女性に特化した再犯防止の推進に取り組む素地を有していることから、女性の支援を中心としたモデル事業を実施しました。

モデル事業では、取組の一つとして、令和元年度から令和2年度にかけて、「京都わかくさねっと」さんと連携して、寄り添い支援や居場所づくりに取り組みました。具体的には、寄り添い支援が必要な若年女性について、同意を得た上で支援計画を作成し、相談や関係機関の紹介・随行等によって具体的な生活・就労等の支援につなげていくという取組や、困りごとを抱えていながらも支援機関との接点がない若年女性とのつながりをつくり、必要な相談・支援機関につなげていくための居場所づくりに取り組みました。こうした取組の結果、支援が必要な若年女性とつながることができ、立ち直ることができた事例がありましたが、その反面、支援を行ったにもかかわらず再び罪を犯してしまった事例や、うまく支援が継続できなかった事例もあり、支援に向けた課題は様々で簡単ではないことを改めて感じたところです。また、こうした支援は、継続した取組が効果的であることから、モデル事業の取組を踏まえ、令和3年6月に、居場所づくり等を推進するための補助制度を創設しました。この補助制度は、過去に犯罪等をしたことにより、生きづらさを抱える若年者の居場所づくり等に取り組もうとする民間団体を支援するもので、この制度を通じて、地域レベルの活動が更に発展し、その輪が広がっていくことを期待しています。

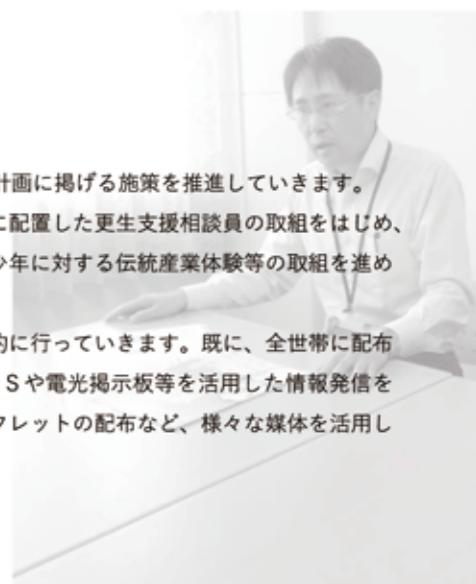
Q 再犯防止施策を進める上での課題であつたり、こういった関わり・連携があれば進めやすいといったことはありますか。

再犯防止の推進には、国、地方公共団体、民間団体等が適切に役割分担し、連携して取り組むことが重要と考えています。市町村が、地域レベルで効果的、継続的に再犯防止の取組を進めるためには、地域特性等を分析するための情報や、施策を推進するための安定的な財源の確保が重要です。そのため、国においては、犯罪傾向等に関するだけ詳細な市町村単位の情報の提供や、地方公共団体における地域特性等に応じた再犯防止の取組を推進するための財政措置を是非ともお願いしたいです。また、京都市としても、再犯防止の取組や刑務所出所者等の社会復帰支援の重要性について、市民の皆さんに理解を深めていただけるよう、広報・啓発活動に取り組んでいますが、全国的なテーマですので、国レベルでの積極的な広報・啓発活動をお願いしたいです。

Q 今後の取組について、お聞かせください。

京都市再犯防止推進計画に基づき、国や民間団体等の皆さんと連携しながら計画に掲げる施策を推進していきます。計画初年度である令和3年度は、先ほどお話をさせていただいたとおり、新たに配置した更生支援相談員の取組をはじめ、居場所づくり等を推進するための補助制度の創設や京都少年鑑別所に在所する少年に対する伝統産業体験等の取組を進めています。

また、市民や地域企業に対する再犯防止・更生支援に関する啓発活動も積極的に行っていきます。既に、全世界に配布している「市民しんぶん」において、再犯防止の特集記事を掲載したり、SNSや電光掲示板等を活用した情報発信を行っており、引き続き、人権啓発パネル展での展示やイベント等におけるリーフレットの配布など、様々な媒体を活用して、地域理解の促進に向けた取組を進めています。





施設長 石田 陽子

(聞き手:近畿地方更生保護委員会)



全国でも有数の
更生保護施設として

更生保護施設は、身内や頼れる人がいなかったり、以前に住んでいた住居を失ってしまったために、刑務所や少年院を出ても住むところがなく、すぐに自立生活ができない人に対して、宿泊場所と食事を提供するとともに、就労や自立に向けた指導や助言をすることにより、更生保護施設に入所した人が再犯をすることなく、円滑に社会復帰ができるよう支援を行っています。

その起源は明治21年にまで遡り、静岡の実業家であった金原明善が作った施設が始まりとされています。

現在では全国に103施設あり、その多くは、民間の更生保護法人などによって運営されています。このうち、女性が入所できる更生保護施設は15施設（男女兼用8、女性専用7）ありますが、京都市にある更生保護施設西本願寺白光荘は、全国でも有数の、女性のみを対象とする施設です。西本願寺白光荘の施設長にお話を伺いました。

**Q 長年、矯正施設で勤務された後に、西本願寺白光荘の施設長に就任されて、今年で4年目と
伺っています。**

ある方からお誘いを受け、少年院や刑務所を出た後の女性たちがどのように社会に適応していくのかを見てみたいという軽い気持ちで引き受けたのですが、実際に施設長になってみると、思っていたのとはずいぶん違い、難しい状況を抱えながら更生に向かおうとする入所者に、必要な支援が届いていない実態が見えてきました。また、刑務所では頑張っていても、引受人がいないことで仮釈放にならない人たちも見てきたので、できるだけ積極的に受け入れるように努めています。

Q 刑務所は「規律の厳しいところ」というイメージで、社会生活を送る更生保護施設とは大きなギャップがあると思うのですが、施設長になられて戸惑いはなかったですか。

女子刑務所での勤務経験もありますが、女性の受刑者の場合は、大半が過去に虐待や性被害、DV被害を受けていたりと、ある意味、サバイバーで、被害者である側面も持っているので、受刑中の行動を規制するだけではなく、一人ひとりに対する精神的なケアも必要とされます。白光荘においても、同じような女性たちですから、一人ひとりの様々な悩みや不安を丁寧に受け止めることがとても大切だと感じています。ですから、刑務所とのギャップのようなものは、あまり感じません。ただ、刑務所では決められた日常を決められたように過ごせばいいのですが、社会ではそうはいきません。更生保護施設では、日中の活動は自由です。就労できないと一日することがなく無為に過ごしてしまうことになるので、有償ボランティアとか、彼女たちがいつでも何人でも、行ける場所、就労までには届かないけれど、居場所の一步先、やればできる、自分も役に立った、と感じられる場所をどこかで提供していただけないかと思って探しているところです。

Q 白光荘では、特色のある取組をいくつもされていますが、具体的にはどのようなものですか。

「なりたい自分になる講座」という集団処遇を行っています。これは、お花（フラワーセラピー）やお茶（ティーセラピー）、ビーズ細工や絵本作りなど、さまざまなプログラムをパッケージにしたもので、白光荘にいる女性の多くは、長期にわたってトラウマにさらされ、自分の気持ちが分からなくなっていたり、感情のコントロールができなくなったり、自己肯定感がとても低く、対人関係にもさまざまな問題を抱えています。

そこで、西本願寺の寺族婦人会や更生保護女性会の皆さんなどの協力を得て、会の皆さんと何気ない会話をしながら作品作りをすることで、達成感を感じたり、自己肯定感を感じたりすることを意図しています。

また、この講座では、カウンセラー等の協力を得て、トラウマからの回復を目指し、他者との安心できる関係づくりを学ぶ場も提供しています。

「なりたい自分になる講座」とは別に、入所者には薬物やアルコール依存の人が多いので、精神保健福祉士や公認心理師の資格を持つ職員が、回復した当事者とともに、物質使用障がい治療プログラム「SMARPP-24」を実施しています。これは、法務省から保護観察所で実施するプログラムと同等だとする「特定援助」に認められています。また、昨年からは、法務省の指定を受け、薬物使用で刑務所に入った人が、白光荘に入所して、薬物依存の治療を集中的に受けた後、治療を中心とした社会生活に移行できるよう薬物中間処遇を試行しています。依存症からの回復は、男性より女性の方が難しいと言われているので、更に、薬物専門施設に指定されることを目指して、指導者のレベル向上に努めています。

Q このように特色のある取組を積極的に実施される理由は何ですか。

女性が非行や犯罪に関わってしまうと、その女性の子供たちも養育環境が劣悪になって、同じように非行や犯罪に関わる可能性が生じます。一つには、こうした負の連鎖を何とかして止めたいということがあります。また、こうした女性は、生きることに自信がなく、自分一人の力で生きた経験が少ない人がとても多いのです。

そこで、もう一つとしては、男性に依存せず、自立する自信を身に付けさせたいということです。そのため、生活の中では、できるだけ選択肢を提示して、自分で決めるということを促すようにしています。こうした白光荘での様々な取組に参加することによって、自分自身のことを「満足でもない」と思えるようになってほしいと願っています。いい大人なんかに会ったことがない、真っ当な社会で生活したことがない、だからどうやって生きていったらいいのか分からないと言葉女性たちが、信じてみてもいいかなと思え、安心・安全を感じられる“実家”的な場所でありたいと考えています。

Q 入所者の支援には地域の関係機関との連携が不可欠だと思いますが、どのようにされていますか。

女性の場合、うつ病や摂食障がい、パニック障がい等の精神症状を抱えているため、無職状態で白光荘を退所している人が退所者総数の6.5%（令和2年度）にもなります。こうした人たちは、退所後、通院やパート就労に加え、生活保護を受給しながら生活することになりますが、生活保護への橋渡しがスムーズに行えるよう、右京区の生活福祉課と意見交換するなど連携に努めています。

また、白光荘は、ADHDなど発達障がいが疑われる女性や依存症の女性も多く、精神科など速やかに受診できるよう地域の医療機関を始め、京都マックなどの自助グループとの連携にも努めています。

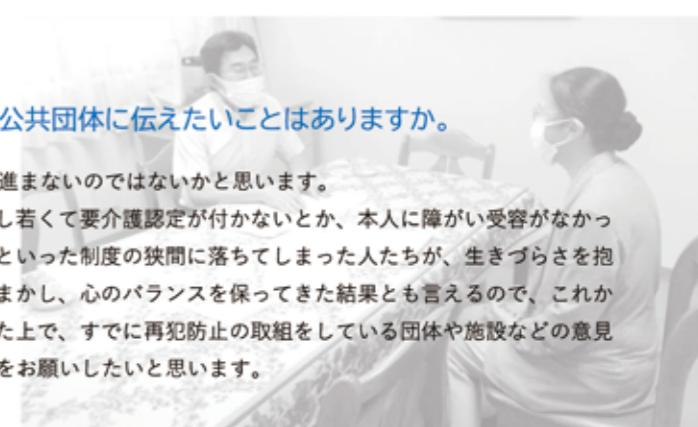
Q 施設長は京都市再犯防止推進会議の委員をされていました。「京都市再犯防止推進計画」には、刑務所出所者等の居場所づくりとして「切れ目のない支援の推進」が掲げられていますが、行政に求めることはありますか。

白光荘から退所するとき、中には、DV加害者である元夫や一緒に覚醒剤を使用していた男性のもとに帰ってしまう人もいます。そのようなところでは、最悪の場合は再犯に至る可能性があります。また一旦、居場所を失うと、再び支援につながることが難しくなってしまいます。行政には、再犯防止推進計画に掲げられた住居確保のための施策を確実に進めいただき、公営住宅の活用や、入所者の置かれている状況を理解した上で貸していただける物件の確保をお願いしたいです。

Q これから再犯防止推進計画を策定する地方公共団体に伝えたいことはありますか。

計画と実際とに乖離があっては、再犯防止はなかなか進まないのではないかと思います。

犯罪者といっても女性の場合には、実際は、年齢が少し若くて要介護認定が付かないとか、本人に障がい受容がなかったり、障がいの程度が軽度だったりして、介護や障がいといった制度の狭間に落ちてしまった人たちが、生きづらさを抱え、自己治療のように薬物依存等の問題行動で自分をごまかし、心のバランスを保ってきた結果とも言えるので、これから策定される地方公共団体には、こうした実態を理解した上で、すでに再犯防止の取組をしている団体や施設などの意見に十分耳を傾けていただき、それを踏まえた計画の策定をお願いしたいと思います。





堺市
SAKAI

(聞き手：大阪矯正管区)



地方再犯防止推進計画策定を通じて

地域共生推進課推進係長
鷲見佳宏

Q 堺市の地方再犯防止推進計画について教えてください。

本市は、大阪府の南部に位置する人口約82万人の政令指定都市です。市内には大仙古墳（仁徳天皇陵）があり、平成30年に百舌鳥古市古墳群として世界遺産登録されました。この日本最大の古墳にほど近い所に「大阪刑務所」があり、近接地に「大阪医療刑務所」「大阪少年鑑別所」が所在しています。また、市役所エリアに「大阪保護観察所堺支部」「大阪刑務所堺拘置支所」が設置されています。なお、本市内には6つの地区保護司会が組織されています。

本市では、地方再犯防止推進計画の策定に向けて、平成30年から地域福祉計画推進懇話会の委員として、更生支援に関する分野の有識者として大阪刑務所分類審議室長や地区保護司会会长を、さらに権利擁護に関する分野の有識者として弁護士や司法書士、社会福祉士を加えて検討を重ねました。結果、第4次地域福祉計画に内包する形で令和2年3月に策定しています。

計画策定の過程では、大阪矯正管区更生支援企画課から再犯に関する統計データを提供いただく等、ご助力をいただきました。

Q これまでの経験について教えてください。

堺市に福祉職として採用され、最初の職場は生活保護のケースワーカーでした。その後、本庁へ異動して生活困窮者支援や高齢者福祉業務、地域福祉業務等を担当していました。更生支援業務については、平成30年度から担当しています。

Q 再犯防止・更生支援業務に携わることになった時、どのように思われましたか。

過去のケースワーカーとしての経験において、元受刑の人と接することもありましたし、「地域生活定着支援センター」や「特別調整」といったような用語も知っていましたが、どうしても地方公共団体が担う事務とは縁が遠いという印象を持っていました。

Q 計画策定の過程等で、苦労したこと、良かったことについてお聞かせください。

再犯防止という一言が示すものは非常に幅広く、主眼を防犯対策や被害者支援と一体的に行う再犯防止も考えられるでしょうし、最近様々なところで目にするSDGsの理念である「誰一人取り残さない」という人権的配慮を前面に出した再犯防止も考えられます。

私のような福祉分野が担当するのであれば、誰を対象として、何ができるのか、この整理が最も苦労した点だったと記憶しています。結果としては、犯罪を起こした人のうち、何らかの福祉的課題を有する人を対象として、矯正施設や更生保護関係者との連携により、その人の安定した地域生活を通して更生を支援することが、結果的に再犯を防止することになるのだと整理しました。

Q 堺市の更生支援に関する取組についてお聞かせください。

本市は地域再犯防止モデル事業を実施していないわけではありませんが、これまでの地道な取組をご紹介いたします。

まず、全国的に行われている「社会を明るくする運動」が更生支援の代表的なものとして挙げられます。本市では市長が推進委員長として参画しています。

次に、平成29年度から大阪刑務所が実施する更生教育プログラムに協力しています。これは、出所予定者数名に対し、出所後の生活に必要となることが予見される高齢者福祉制度、生活保護制度、住民登録制度、国民健康保険制度、介護保険制度について、市職員が3日程度に分けて説明するものです。

さらに、大阪保護観察所が主催する地域定着支援に関する連絡協議会が年1回程度開催されており、生活保護部局を中心として意見交換を行っています。従前は生活保護の取扱いに関する話題が中心でしたが、最近は療育に関する話題が上位に上るなどその内容は変化してきており、障害者更生相談所も一緒に出席するなどして連携の幅を広げています。

なお、大阪刑務所とは、災害における住民の避難場所や帰宅困難者への支援場所、災害用物資の集配場所などとして利活用する旨の協定書を締結しています。また、最近では新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場として、法務省矯正研修所大阪支所体育馆を利用しました。

就労の観点からは、協力雇用主であって実際に雇用実績等を有する事業者に対し、総合評価落札方式において加点する優遇措置を設けています。現在は、協力雇用主の確保やコレワーク（矯正就労支援情報センター室）への協力を目的として、本市産業振興局と連携して市内の中小企業への周知・啓発を企画しています。

Q 今後の施策について何かお考えはありますか。

更生保護分野や矯正分野が何をしているか分からない、というのが地方公共団体の多くの正直な感想だと思います。また、逆に更生保護分野や矯正分野の方々からみれば、地方公共団体の福祉行政が日々何をしているのか、疑問をお持ちなのではないでしょうか。

については、まず「課題」（それぞれの機関が何に困っているのか、なぜ困っているのか）を共有する必要があり、単に広報・啓発というよりも実務レベルでの相互理解をどのように進めるべきかが大切なのではないかと考えます。

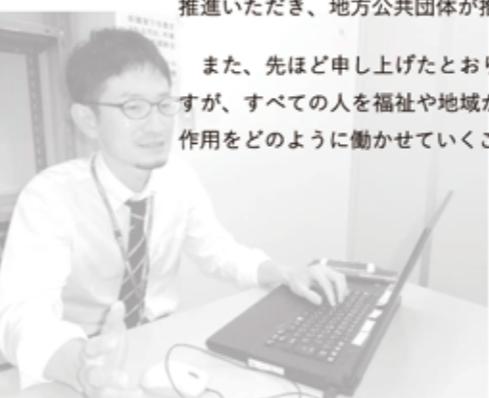
令和3年6月18日にオンラインで開催されました「地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（全国会議）」の基調講演の中でも、連携とは単なる情報のやり取りではなく「意味と感情を深く共有する」ことなどの印象的な言葉がありました。

本市の計画でも示していますが、市や矯正施設、保護観察所、保護司をはじめとする民間協力者等が一体となって更生支援や再犯防止を着実に進めていくため、「立ち直りを支援する関係機関のネットワークの構築（多様な分野や公・民が協働するネットワークづくり）」が必要だと考えています。

更生支援に資する取組を実施している多くの機関が、様々な課題検討や協力体制の構築を図り、適切な役割分担のもと、矯正施設在所中から保護観察終了後や出所後、地域社会への定着まで、切れ目のない支援を推進することで、犯罪をした人を含む課題を抱える市民が円滑な社会生活を営めるように取り組みたいと考えています。

Q 国への要望等について

今後の取組において、更生支援の推進を目的として、立ち直りを支援する関係機関のネットワークを構築することとしていますが、本ネットワークへの積極的な参画と法務省内の各部局の連携、さらには厚生労働省等関係省庁の連携を一層推進いただき、地方公共団体が推進する更生支援の取組に対して、国を挙げて支援いただきたいところです。



また、先ほど申し上げたとおり関係機関のネットワーク化を図り、立ち直りを支援する体制を構築することとしていますが、すべての人を福祉や地域が救えるわけではありませんので、「矯正か福祉か」ではなく、「矯正と福祉」との相互作用をどのように働きかせていくことが適切かを継続してともに考えていただきたいと思います。



阪南市 社会福祉協議会

Social Welfare Council

(聞き手：大阪矯正管区)



Q 阪南市社会福祉協議会について教えてください。

社会福祉協議会（社協）は、一般の方には分かりにくい組織のようで、役所の一部と誤解されたり、何となく福祉の色んなことをやっているところなのかと思われたりすることが多いのですが、大きく分けると2つの役割があります。

市民の方の困りごとをキャッチしたり、相談を受けたりする役割が一つと、もう一つは、ボランティア活動や住民による支え合い活動を支援していくというものです。市役所や地域のボランティア、様々な福祉団体、専門職の方々と連携しながらやっています。具体的には、大阪の場合、校区福祉委員会、ボランティア団体、民生委員の方と連携することが多いです。そのほか、専門機関として、高齢者の介護保険の事業者の方々が多いです。

Q これまでの阪南市社協においての活動歴を教えてください。

平成16年に入職しました。当時は小さな組織だったので、ボランティア活動や地域支援の担当等を長くやっていました。現職に就いてからも、地域担当のワーカーとして泉南学寮の取組に参加しています。現場に若い職員が入って来ていて、一緒にやっています。一人でやっているわけではありません。地域との関わりにおいては、地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー（CSW）ともよく連携します。

Q 阪南市社協と泉南学寮が連携して行っている活動について教えてください。

阪南市に所在する少年院である泉南学寮と連携し、「泉南学寮グリーンサポーター」というボランティア活動を行っています。

どのような活動かというと、泉南学寮の在院生が、地域の困りごとやニーズに沿ったボランティア活動を行っており、阪南市社協は、そのマッチングなどを担っています。

これは、令和元年度に実施された、「刑務所・少年院×立ち直り・地方創生アイデアソン」にて選定されたアイデア「役立ちたい」の実現化に当たり、泉南学寮から相談を受けたことがきっかけです。それまでは、泉南学寮とは直接の関わりはありませんでした。地域のボランティアも高齢化してきていて、担い手不足が課題となっていました。地域の活動に関わっていただける人が減ってきてています。そのような中で、是非地域のために何かやりたいということでしたので、阪南市社協としては、是非一緒にやっていきましょう、となりました。単に活動をお願いする、というものではなく、少年たちの「何かやりたい」という気持ちを大事にしていく、という共通認識のもとで進めてきました。まず、「ボランティアとはどういうことか」について、事前に在院生と話し合いを行ったり、ワークショップをしたりして、彼らの「やりたいこと」、「自分たちができること」について、どんどんアイデアを出してもらうなど、できるだけ彼らの思いを実現させてあげることを大事にしています。

やりがいを感じられる取組をたくさん経験してもらいたいと思っているので、その点を意識しながら、泉南学寮と、地域の困りごとやニーズをマッチングさせています。例えば、集団で地域の海岸を清掃するとか、公園を清掃するとか、非常にやりやすい活動である一方、なかなか「相手の顔」が見えにくいので、やりがいや達成感を感じづらい、というところがあります。できるだけ、直接「助かったわ」、「ありがとう」と言ってもらえる活動となることを意識してマッチングさせるようにしています。

Q 連携を進める上で、ご苦労された点や、成果があった点等があればお聞かせください。

少年院との関わりは、初めてでしたが、地域の方の中には、少年院について、運動会やバーボールと一緒にやった経験があるなど、これまで関わったことのある方もいらっしゃいました。しかし、やはり大半は関わったことがない方が多かったので、ボランティア活動に当たっては、地域の方に対し、社協から趣旨の説明を行い、トラブルが起きないように、泉南学寮からも丁寧に説明を重ねました。地域の方から、「危ない子ちゃうか」といった否定的な意見はありませんでした。「それはええことやな」、「協力するよ」という前向きかつ応援の声が多かったです。在院生が、ボランティア活動を行うことについて、色々なリスクを考えながら、法務省とも協議を重ねました。個別支援は、難しいかもしれないという時期なりかけましたが、それだと、従前やってきたことと変わらないと思っていた。地域のニーズとして、一番困っているのは、そして一番ニーズがあるのは、家で1人暮らしをしているような方だったのです。何とかそこを支援してもらえないか、調整を行い、最終的には実施できることとなって、本当に良かったです。

Q 泉南学寮の在院生と接する機会が増えたと思いますが、接する前後で非行をした少年に対する認識の変化などはありましたか。

すごく悪い子たちというわけではなくて、環境が原因にあるのかなと感じました。素直でまっすぐな子や、自分を出すことが難しい子など、環境に恵まれなくて、少年院に入院してしまった子もいるのではないか、と感じました。

Q 「泉南学寮グリーンサポーター」の取組を通じ、泉南学寮の在院生に対する地域の方々の認識の変化などがあればお聞かせください。

漠然としたイメージで、戸惑われる方もいらっしゃいますが、泉南学寮や法務省が一緒に関わっていることや、みんなでサポートしている活動であることを丁寧に伝え、それが安心感につながっているんだと思います。実際にケアマネージャーや地域包括支援センター、地域のボランティアなどが必ず一緒に関わっているので、安心感を得られている要因でもあると思います。そして、少年たちにボランティアについての指導をしたり、コミュニケーションをとっているので、地域の方々に、社協の方からも「とても良い子たちなので」と伝えられることで、それを聞いて安心感につながって、協力してもらっている部分もあると思うので、社協として間に入っている意味は、多少なりともあるのかなと思います。

Q 「泉南学寮グリーンサポーター」の今後の展望について教えてください。

ボランティア団体からは、担い手として、「是非うちに来てほしい」という声もあります。認知度は、確実に上がってきています。一般市民の方に、どれだけ認知されているかは分かりませんが、阪南市の広報誌などにも掲載しています。

関係機関や地域のボランティア団体の方々には、「泉南学寮グリーンサポーター」という言葉を伝えるだけで、すぐにピンときてもらえるほど認知度は高まってきています。一度、一緒にやってみたいな、来てほしいなという声は多いです。

Q 泉南学寮での取組をモデルとした同種の取組が全国の少年院で展開されることが期待されます。 同種の取組を検討しようとしている少年院や社協へ向けた思いなどがあればお聞かせください。

泉南学寮グリーンサポーターは、阪南市の次の担い手として、認知されてきています。若いボランティアが元気に活動してくれているだけで、みんな嬉しいことなので、この活動は引き続き広げていきたいです。法務省が目指していることと、福祉が目指していることは、一緒だと思うので、一緒にやっていきたいと思っています。形から入らず、やっていってほしい。リスクばかり考えずに一步踏み出して、突破していってほしい。突破したからこそ、得られるものもあると思いますよ。

奈良県

NARA



更生支援の推進に関する条例 に基づく取組を通じて



地域福祉課 参事
(一般財団法人かがやきホーム事務局長)

石原正三

(聞き手：大阪矯正管区)

Q 奈良県のこれまでの更生支援に係る取組などを教えてください。

平成25年度から、都道府県では全国で初めて保護観察対象者を県臨時職員として採用し、関係機関と連携して民間への就職に向けた支援を行っています。また、刑務所出所者等の雇用による更生支援の重要性を県民や県内事業所にご理解いただくためのシンポジウムの開催や、保護観察対象者の雇用に取り組む民間事業者に対し、公契約条例に基づく総合評価入札時に加点する制度の導入なども行っています。

Q これまでのお仕事の経歴を教えてください。

現在の県の組織に当たはめると、総務部、福祉医療部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部と幅広い業務を担当しました。

Q 更生支援業務に携わることになった時、どのように思われましたか。また、日々業務に携わる中で、どのようなことを感じられていますか。

拝命した時点では、県が更生支援に熱心に取り組んでいることも知りませんでしたし、全てが初めての経験でした。初年度は『更生支援に向けた「犯罪をした者等」の実態調査』をまとめる中で、更生支援に取り組む支援団体や関係機関へヒアリング調査をさせていただき、その熱意に感銘を受けました。

Q 奈良県の更生支援の取組について教えてください。

令和2年4月に「奈良県更生支援の推進に関する条例」を施行し、この条例に基づき、同年7月に設立した一般財団法人かがやきホームが、出所者を直接雇用し、住まいの確保、職業訓練や社会的な教育を実施して、社会復帰を支援するという取組を進めています。

Q どうして出所者雇用や住居の確保などを実施することとなったのですか。

県で更生支援の条例を制定することになり、平成30年12月に「奈良県更生支援のあり方検討会」を立ち上げ、議論を進めてきました。その結果、出所者の更生にまず必要なことは職場、住まいの提供、社会に復帰する能力を養うことであり、司法と福祉をつなげるために、県が組織をつくり出所者を雇用するなど、県が協力雇用主の一翼を担い、しっかりと寄り添うような、仕組みが必要ということになりました。

Q 財団における今後の取組を教えてください。

一般財団法人かがやきホームでは、令和2年度に2名、令和3年度に2名の出所者を雇用しました。彼らは、研修員として県内の森林組合で林業に従事しています。

今後は、雇用した人の特性に応じた就労の場を提供できるよう、幅広い就労の場の確保や社会的な教育の充実に向けた取組を進めてまいります。

Q 出所者雇用について、当初、心配などなかったのですか。

出所者を雇用することについては、初めてのことなので戸惑いもありましたが、法務省の皆さんから「全面的にバックアップするよ」との温かい言葉をいただき、安心して雇用することができました。

Q 更生支援の取組を進めるに当たり、法務省の職員と接する機会が増えたと思いますが、接する前後で認識の変化などはありましたか。

更生支援業務に従事する前には法務省の方と接する機会はありませんでしたが、この業務に従事し、いろいろとご相談する中で、繰り返しになりますが、法務省の皆さんとの「更生支援に取り組む熱意」にはいつも感銘を受け、助けてもらっています。

Q 更生支援の取組を進める上で課題であったり、こういった関わり・連携があれば進めやすいといったことはありますか。

施策の推進には、地元市町村、事業所、矯正施設、保護観察所、保護司会・更生保護女性会といった多くの団体のご理解とご協力が必要です。引き続き奈良県の取組に対する温かいご支援をいただければと思います。

Q 今後、地方再犯防止推進計画を策定しようとしている地方公共団体へ向けた思いをお聞かせください。

「奈良県更生支援のあり方検討会」の中井委員（千房株式会社代表取締役会長）は「反省は1人でもできるが、更生は1人ではできない。」「出所者の受け皿は社会しかない。」と仰っています。この取組は、先例の無いまさにチャレンジングな取組であり、この先、必ずしも順風満帆に進むものではないかもしれません、奈良県では司法と福祉をつなぐ役割を県が自ら担い、条例の基本理念である、更生を志す人を含む全ての県民が、社会的に孤立したことなく、地域の一員として包摂される社会を目指していきます。

他の地方公共団体の皆様と一緒に更生支援の取組を一歩ずつ進めて行けたらと思っています。



法務省近畿ブロック 再犯防止実務担当者協議会事務局の取組紹介

大阪高等検察庁

社会正義の実現のために

○大阪高等検察庁の再犯防止に関する取組

大阪高等検察庁では、平成28年6月、犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほかに、罪を犯した人の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について検討する「大阪高検刑事政策推進チーム」が設置され、再犯防止・社会復帰支援のための取組として情報の集積や管内地方検察庁へのフィードバックや助言、指導を行っています。

管内地方検察庁では、「再犯防止推進計画」の中で、「刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携のための施策を実施すること」とされていることを踏まえて、各地域の実情に応じ、保護観察所や都道府県担当者と協力・連携し、刑事司法手続の入口段階にある高齢又は障がいのある被疑者・被告人が社会復帰に向けて各種福祉サービス等を利用できるようにするための支援業務を行っています。

〒553-8511
大阪府大阪市福島区福島1-1-60
大阪中之島合同庁舎

令和3年3月、法務本省から検察庁等と保護観察所との連携による更生緊急保護の重点実施に関する通知が発出されたのを受け、令和3年度からは、保護観察所等の更生保護機関、都道府県担当者、都道府県が設置する地域生活定着支援センター、社会福祉アドバイザー等の方々と連携し、支援業務がさらに充実したものになるよう新たな枠組みを構築すべく、関係各機関と協議を重ねています。

○大阪高等検察庁の業務

法務省に設置されている「特別の機関」であり、全国に8つある高等検察庁の1つで、近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）に所在する地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事案件の裁判で、大阪高等裁判所に控訴された事件の公判手続などを取り扱っています。

近畿地方更生保護委員会

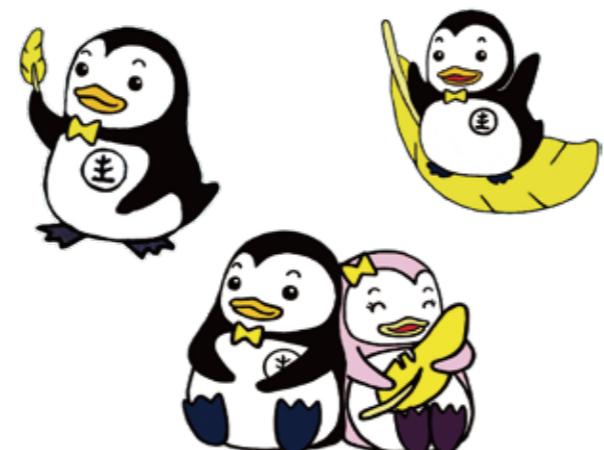
更生保護は、立ち直りを支え、安全・安心な社会を目指す取組です

○地方更生保護委員会って何？

地方更生保護委員会は高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に置かれ、近畿地方更生保護委員会は、近畿2府4県を管轄しています。主な業務は、管内の少年院や刑務所等に収容されている人に対する仮釈放等の許可決定をはじめ、仮釈放中の人の仮釈放取消し、少年院を仮退院した人の退院の許可など保護観察中の人に対する決定を行います。これらの権限は3名の委員で構成される合議体によって行われ、非行や犯罪をした人の再犯防止や社会復帰が図られるよう、慎重に審理や決定を行っています。

○地域のチカラが、 犯罪や非行をした人たちの 立ち直りを支えています

更生保護は、更生保護ボランティアと呼ばれる保護司、協力雇用主、更生保護女性会員、BBS会員等を始め、地域の多くの方々の理解と協力によって推進されています。



〒540-0008
大阪府大阪市中央区大手前4-1-76
大阪合同庁舎第4号館

大阪法務局

「誰かのことじゃない。
人権に関する問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

○法務局の業務紹介

法務局は、全国を8ブロックに分けて、8つの法務局と42の地方法務局、その下部機関として支局及び出張所があり、戸籍、国籍、不動産や商業法人に関する登記、供託、訟務事務のほか、人権擁護に関する事務を取り扱っています。

人権擁護に関する事務では、法務省の人権擁護機関として、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである人権擁護委員（全国で約14,000人、大阪では約500人が活動。）と共に、人権侵害による被害者の救済及び支援並びに人権啓発の取組を行っています。

被害者の救済・支援の一つとして、インターネット上の人の権侵害情報について被害者からの申告を受けた場合、プロバイダ等へ削除を依頼する方法を助言したり、法令・判例に照らして、名誉毀損やプライバシー侵害などの違法性が認められる場合には、プロバイダ等に対して当該情報の削除

〒540-8544
大阪府大阪市中央区谷町2-1-17
大阪第2法務合同庁舎

を要請する取組を行っています。

この取組は、当局の人権擁護活動の一環として行っているものですが、中にはインターネット上に過去の犯歴が掲載され続けることによって、就職ができなかったり、地域社会で疎外されるおそれがあるとの相談が寄せられることもあり、更生支援に関する取組として紹介させていただきます。

また、刑を終えて出所した人に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により、円滑な社会復帰を実現することが重要です。法務局では、様々な機会を捉えて、この問題についての関心と理解を深め、差別や偏見を解消していくための啓発活動を実施しています。

大阪矯正管区

新しい発想とスピード感

○大阪矯正管区って何？

大阪矯正管区は、法務省矯正局の地方支分部局として、近畿2府4県に所在する矯正施設（刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）を管轄し、これら施設の適切な管理運営を図るための指導監督を主な業務としています。

新しい発想とスピード感

○大阪矯正管区って何？

大阪矯正管区は、法務省矯正局の地方支分部局として、近畿2府4県に所在する矯正施設（刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）を管轄し、これら施設の適切な管理運営を図るための指導監督を主な業務としています。

○再犯防止のためには何をしているの？

平成30年4月に、大阪矯正管区と東京矯正管区に、再犯防止施策に係る取組の実施が推進されるよう、各都道府県等との意見交換・情報提供等連携協力体制を構築するため更生支援企画課が設置されました。令和3年現在、全ての矯正管区に、更生支援企画課は、設置されています。

再犯防止推進法で、地方公共団体等は、国と連携して再犯防止に取り組むこと、とされています。そして、地域ごとに、再犯防止推進に関する計画を策定することが、努力義務として定められています。更生支援企画課では、近畿2府4県の地方公共団体が、地方再犯防止推進計画を策定するに当

〒540-0008
大阪府大阪市中央区大手前4-1-67
大阪合同庁舎第2号館別館

たっての協力や、矯正施設と地方公共団体等との連携に関する事項、再犯防止に係る広報・啓発活動に関する事項を担当しています。

○コレワークって何？

コレワークは、全国8矯正管区に、受刑者・少年院在院者の広域的な就労支援を行うために設置されている組織です。大阪矯正管区には、コレワーク近畿があります。

犯行時に仕事に就いていない人は、仕事に就いている人と比較して再犯率が約3倍高いなど、「仕事」の有無が再犯防止に大きな影響を与えていました。コレワークでは、出所後の就労が決まっていない受刑者等の取得資格、帰住地、出所予定期等の情報を一括管理し、受刑者等の雇用を希望する事業主に対し、その雇用ニーズに適合する人を収容している施設の情報を提供します。また、これ以外にも、採用手続きに関するご相談を始め、各種支援制度のご案内などを通じて、受刑者等の雇用を希望される事業主の方を支援しています。